

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年2月16日(平成28年(行情)諮問第144号)

答申日：平成28年9月29日(平成28年度(行情)答申第360号)

事件名：福井エリア地域原子力防災協議会で提示した「高浜地域の緊急時対応」等の不開示決定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「福井エリア地域原子力防災協議会で提示した「高浜地域の緊急時対応」(全てのバージョン)及び協議会の議事録」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年12月9日付け府政原防第543号により内閣府政策統括官(原子力防災担当)(以下「処分庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、該当文書を特定して全部開示すべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人は本件対象文書の開示を請求した。これに対し、原処分は、不開示の理由を「開示請求に係る行政文書を保有していないため」としているが、保有していないことは考えられない。該当文書を特定して全部開示すべきである。以下に、文書が存在すると主張する根拠を記す。

滋賀県から開示された公文書(別紙1)(略)によると、平成27年8月6日に「平成27年度 第2回福井エリア地域原子力防災協議会作業部会 第3回高浜地域分科会 合同会議」が開かれた。この際、会議資料として内閣府から「高浜地域の緊急時対応」(全体版:案)が配布されたが、会議終了後に回収されたと記録されている。福井県から開示された公文書にも、同様の記載がある。

以上の状況から、内閣府が文書を作成していたことは明らかである。そもそも、「高浜地域の緊急時対応」の取りまとめ役である内閣府が、当該文書を保有していないことはあり得ない。

また、協議会の議事録についても、別紙1(略)の開示公文書には、ほとんどが黒塗りながらも「会議結果」や「主な意見」が記されている。な

おかつ、関係府県の意見を取り入れて緊急時対応を取りまとめるうえで、協議会の議事録は必須といえる。仮にこれらの文書が不存在というならば、意図的に文書を廃棄した可能性がある。「できる限りの情報を開示する」という情報公開制度の趣旨を踏まえ、文書不存在の詳細な経緯や理由を明らかにすべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

平成28年1月8日付けで提起された処分庁による不開示決定処分（原処分）に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考えます。

(1) 本件審査請求の趣旨及び理由について

ア 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において本件対象文書が存在しないことから原処分を行ったところ、審査請求人から、関係地方公共団体に対して、福井エリア地域原子力防災協議会（以下「本件協議会」という。）の下に設置された作業部会の会議資料について開示請求を行った結果、「高浜地域の緊急時対応（全体版：案）」が資料として存在することが確認できたことから、本件対象文書を処分庁が保有していないことは考えられず、当該文書を特定して全部開示すべきであるとして、原処分の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

イ 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、上記第2の2のとおりである。

(2) 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、「福井エリア地域原子力防災協議会で提示した「高浜地域の緊急時対応」（全てのバージョン）及び協議会の議事録」との本件開示請求に対して、当該協議会が本件開示請求の開示決定等の期限となる日においては開催されていなかったことから、本件対象文書を保有していないとして不開示決定処分（原処分）を行った。

(3) 原処分の妥当性について

ア 本件対象文書の特定の妥当性について

本件協議会は、平成27年12月16日に開催されたものであり、本件開示請求のあった同年11月7日時点はもとより、本件開示請求の開示決定等の期限である同年12月9日時点においても、本件対象文書は存在していなかった。

なお、当該協議会の開催後、本件対象文書となる「高浜地域の緊急時対応（概要版）」、「高浜地域の緊急時対応（全体版）」、「議

事要旨」については、平成28年1月18日までに、その全てが内閣府ホームページに掲載されており、現在公開されている。

イ 不開示情報該当性について

上記アのとおり、開示請求のあった平成27年11月7日時点はもとより、本件開示請求の開示決定等の期限である同年12月9日時点においても、本件開示請求に係る行政文書は存在していなかった。

ウ 審査請求人のその他の主張について

福井災協議会の下に設置する作業部会において、事務レベルの議論を行いながら「高浜地域の緊急時対応（全体版：案）」の取りまとめ作業を行っていたことは事実であるが、本作業部会は本件開示請求に記載の本件協議会とは別のものであり、本作業部会で使用した資料に対する開示請求については、別途行うべきものとする。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象文書は、現在は公開されているが、原処分を行った時点では、不存在であり、原処分を維持することが適当であるため、本件審査請求は棄却すべきであるとする。

2 補充理由説明書

- (1) まず、本件開示請求は、本件協議会で提示した文書等の開示を求めるものであるところ、審査請求人は、審査請求書において、福井エリア地域原子力防災協議会作業部会（以下「本件作業部会」という。）に係る資料を特定すべきと主張している。

処分庁では、本件開示請求の対応に当たり、審査請求人より本件開示請求の請求日の前日（平成27年11月6日）付けで、別途、本件作業部会に係る資料について開示請求があったことから、審査請求人としては本件協議会と本件作業部会を明確に区別して請求しているものと考えたところ。このため、本件開示請求の開示決定等の期限となる日において開催されていなかった本件協議会に係る文書は保有していないとして原処分を行ったものである。

また、本件開示請求書において、既に開催されていた本件作業部会については全く言及されていなかったが、上記のとおり本件作業部会については別途開示請求があったことから、原処分に当たって、審査請求人に特段の連絡は行っていない。

- (2) 本件開示請求は、開示請求書において、本件協議会に係る資料と併せて伊方地域原子力防災協議会に係る資料についても開示を求められていたことから、同時に検討を行い、法10条1項の規定に基づき、それぞれ適切に開示決定等を行ったものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月4日 審議
- ④ 同年9月7日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「福井エリア地域原子力防災協議会で提示した「高浜地域の緊急時対応」（全てのバージョン）及び協議会の議事録」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、該当文書を特定して全部開示すべきとしているが、諮問庁は、原処分を維持することが適当としていることから、本件対象文書の保有の有無について、以下、検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書は、本件協議会で提示した特定の文書及び同協議会の議事録の開示を求めるものであるが、諮問庁は、同協議会は本件開示請求の時点（平成27年11月7日）はもとより、開示決定等の期限となる日（原処分と同日の同年12月9日）においても開催されていなかったため、本件対象文書を保有していないとして原処分を行ったと説明する。

当審査会事務局職員をして内閣府ホームページを確認させたところ、本件協議会は、原処分の1週間後の平成27年12月16日に第1回目の会議が開催されていることが認められ、そうすると、原処分時に本件対象文書を保有していなかったとする諮問庁の上記説明は首肯できる。

- (2) 一方、審査請求人は、福井県から開示された公文書に、本件作業部会で、会議資料として本件開示請求に係る「高浜地域の緊急時対応」に関係する文書が内閣府から配布され、会議終了後に回収されたと記録されていることから、内閣府が文書を作成していたことは明らかである旨主張する。本件作業部会が本件協議会の作業部会として、本件協議会の下に設置されていることを勘案すると、審査請求人の上記主張は、本件作業部会に係る文書も本件対象文書として開示を求めているものと解することもできる。

しかし、これに対し諮問庁は、審査請求人は本件開示請求の前日付けで、別途、本件作業部会に係る資料について開示請求をしており、そのことから、審査請求人としては本件協議会と本件作業部会を明確に区別して請求しているものと考え、原処分を行ったものと説明する。

そこで、当審査会において、審査請求人が本件開示請求の前日付けで請求した開示請求書の写しについて、諮問庁から提示を受け確認したと

ころ、「請求する行政文書の名称等」欄に「福井エリア地域原子力防災協議会作業部会について2件（以下に文書名を記載）（以下略）」と記載されており、本件作業部会に係る文書の開示を求めていると認められる。他方、本件の開示請求書には、上記1のとおり、本件作業部会の名称の記載は認められず、そうすると、審査請求人は本件協議会と本件作業部会を明確に区別して請求しているものと考えたとする諮問庁の説明は首肯でき、その結果、本件開示請求の対象を、本件開示請求書に記載のある本件協議会に係る文書とした諮問庁の判断を不合理ということとはできない。

- (3) したがって、本件対象文書を本件協議会に係る文書として特定したことは妥当であるところ、同協議会が原処分時まで一度も開催されていない以上、内閣府政策統括官（原子力防災担当）において本件対象文書を保有していないと考えるほかなく、不開示とした原処分は妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣府政策統括官（原子力防災担当）において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史